

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年7月22日開催）

付議事案名： 国立市オンブズマン制度創設に係る庁内検討会の設置について

提案課 政策経営部市長室

議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
 () 後公開します

1. 付議事案の概要

（付議目的）

市民の苦情等を効果的かつ迅速に処理し、市民の権利利益の保護を図ることを目的として、国立市にとって最適なオンブズマン制度を創設するにあたり、その法的位置付け、相談の対象範囲、機能、人選、予算など具体的な内容を検討すべく「国立市オンブズマン制度創設に係る庁内検討会」を設置するため付議するものである。

（経過及び現状）

平成26年4月...市長室新設
平成26年6月...理事者調整
平成26年7月...庁議付議
 庁内検討会設置

（具体的な措置）

同検討委員会設置要綱第2条に掲げる事項に関して調査・検討し、平成26年度11月頃までに課題の整理と庁内調整を行う。その後、市民や学識経験者をメンバーとする審議会を設置し、平成27年度半ばをめぐり答申を受けた後、実施に向けた組織や制度の最終調整を行い、条例によりオンブズマンを設置する。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

- ・オンブズマン制度について、多摩26市での状況はどうなっているか
調布市・多摩市・府中市・清瀬市・三鷹市で実施している。これらの市では、オンブズマンは人権に限らず行政全般についての苦情・相談等を扱っている。多摩市・三鷹市では、制度がうまく機能しているようである。
- ・具体的に他市ではどのような人がオンブズマンになっているのか
多摩市では、弁護士2名体制で行っている。